

いつもご購入いただき誠にありがとうございます。

社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 メールマガジンをお送りいたします。

2014年10月号

---

\*☆

【目次】

- ▼不定期連載 室長の現場レポート（第11回目）第3室 室長 武澤 健太郎
- ▼大槻事務所だより 10月号
- ▼大槻事務所スタッフのおすすめの○○（第26回目） 和賀 成哉編
- ▼社労士Q&A
- ▼年金セミナーのお知らせ

- 
- ▼不定期連載 室長の現場レポート（第11回目）第3室 室長 武澤 健太郎

『食欲の秋』、『読書の秋』、『スポーツの秋』……。皆様、涼しく過ごしやすい秋を満喫していますでしょうか。私は、『夜釣りの秋』を楽しんでおります。2014年も残すところ後3か月。

1日1日を悔いのないように過ごしましょう。

さて、今年2014年ですが、個人的には海外勤務に関するご相談を多く頂きました。というのも、今年1月にシンガポールに海外事務所を開設し、海外進出プロジェクトリーダーとして海外進出支援の案件に携わってきたからです。

そこで今回は、ご相談をよく頂いた従業員を海外で勤務させる際の社会保険の資格の取扱いについて、考え方を少しご説明したいと思います。

### 1.海外勤務の形態

従業員を海外で勤務させる場合、その形態は大きく分けて①海外出張、②海外赴任（在籍出向・転籍）

の2つありますが、ポイントになるのは形態によって社会保険の取扱いが違ってくることです。そのため、まずはそれぞれの形態の違いを押さえることが重要となるので、そこからご説明したいと思います。

#### (1) 出張

出張とは、国内に在籍し、国内から指揮命令を受けて一定期間海外で勤務することをいいます。つまり、単に働いている場所が海外であって、その形態は国内出張と何ら変わらないことになります。したがって、出張のケースは、社会保険・労働保険の被保険者資格はすべてそのまま継続することになるわけです。

#### (2) 在籍出向

在籍出向とは、例えば現地の子会社で技術指導をする場合のように、従業員が国内と現地法人等の両方に在籍し、現地法人等から指揮命令を受けて勤務することをいいます。したがって、(1) 出張との違いは、①国内と現地法人の両方に雇用関係があること、そして②現地法人から直接指揮命令を受けて勤務することになります。なお、在籍出向の場合は、ケースごとに社会保険の取扱いが違ってくるので、後段でご説明します。

#### (3) 転籍（移籍出向）

転籍とは、在籍出向と違って国内の会社を退職し、雇用関係を終了させたうえで、新たに現地法人等に入社することをいいます。つまり、転籍は、国内の会社を退職するわけですので、社会保険の資格はすべて喪失することになります。そのため、従業員の社会保険の資格喪失に伴い、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保険者の資格も喪失されるため、家族が引き続き日本に居住している場合は、家族は国民年金、国民健康保険に加入することになるので注意が必要です。

ところで、海外勤務の形態の違いについては、前述の通りになりますが、実際、名称についてはクライアントによってばらつきがあります。例えば、在籍出向により、海外の関連会社で勤務する場合でも国内の出向元に在籍していることから出張と呼ぶケース、海外で勤務する長さによって出張と赴任

(出向) を使い分けるケースなどです。しかし、社会保険の取扱いは、名称ではなく、あくまでも実態で判断されるので、注意が必要です。

## 2. 海外の法人に在籍出向する場合の社会保険の取扱い

### (1) 健康保険・厚生年金

社会保険（健康保険・厚生年金）の被保険者は、「適用事業所に使用される者」ですので、継続して使用関係が認められる限り、被保険者となります。なお、「使用関係」については、法的に明確な定義はあり

ませんが、実務的に一番ポイントになるのが『国内の事業所から賃金が支払われているかどうか』です。そのため、国内の事業所から賃金の支払いがあれば資格は継続しますが、現地法人等から賃金が100%支払われるケースでは、原則、被保険者資格を喪失することになります。

なお、出向先の国との間で社会保険の二重加入の防止を目的とした社会保障協定（署名17か国 H26.10）が締結されていない場合、特にアジア圏に出向させる場合は、現地の社会保険にも二重で加入しなければならない場合もあるので、現地の社会保険情報もきちんと確認しておく必要があります。

## ②労災保険

労災は、国内の事業に対してのみ適用されるので、従業員が国外の事業に属する在籍出向の場合は、労災が適用されないこととなります。しかし、出向先の国にそもそも労災保険制度がない場合や補償内容が十分でないことも多いので、万が一のために『労災保険の特別加入』という手続きをしておくべきです。ちなみに、特別加入の保険料は、給付額から選択でき、年間で最高36,500円（1人）と非常に安く、また補償も通常の労働者と同様で、退職後も治癒するまで補償されます。ただし、注意すべきは、特別加入になるので、事前に加入の手続きを行っていないければなりません。事故後に遡って加入できないので忘れずに手続きを行っておく必要があります。

## ③雇用保険

雇用保険は、社会保険と違って、国内の会社と雇用関係が存続している限り、被保険者となります。そのため、現地法人等から賃金が100%支払われ社会保険が喪失されても、国内の会社と雇用関係は存続しているので、雇用保険は喪失しません。なお、失業給付の額は、退職日の直近6カ月で算定されますが、海外出向者で賃金が国内から支払われていなかった場合には、4年を限度に海外赴任前の賃金額を基に算定されることとなります。

海外勤務者の社会保険の資格の取扱いは前述の通りになりますが、海外勤務者の取扱いについては、法令上明確な定めがないことも多くまた役所によって取扱いが異なることもあるので、ご不明な点があれば弊所担当者に遠慮なくご相談下さい。

---

## ▼大槻事務所だより

今月のテーマは労働基準法シリーズ「賃金2」残業代の計算はありますか？ です！

▼大槻事務所スタッフのおすすめの○○ (第26回目) 和賀 成哉編

今日は金曜日。「明日からやっと思みだー！」と喜んで会社を出る。帰り道、「あれっ、そういえば予定がない、どうしようかな…」なんてことありませんか？それで予定がない休日は結局こんな感じになります。

- ①寝過ぎる→TV→ネット→夜眠れないからTV
- ②洗濯掃除→漫画を読む→録画番組(DVD)をひたすら見る
- ③前日から徹夜でゲーム→仮眠→起きたら再開
- ④「こんなんじゃダメだ！」と突然思い立ち、無理な運動をして翌日ものすごい筋肉痛に見舞われる→挫折

もうお気づきだと思いますが、20代前半までの私です。みなさんも似たような経験はありませんか？予定がないとついダラダラと過ごしてしまいがちだと思います。

そこで今回はおすすめ「休日の過ごし方」について書きたいと思います。

## 1【読書】

私は1カ月のうち1日は、読書をするためだけの日をとります。自宅で読むことが多いですが、お気に入りのカフェで読むこともあれば、図書館で読むこともあります。最近、公園で小説を読んでいる方をみて「カッコいいな」と思ったので、近いうちに公園で読んでみたいなあと思っています。最近特に小説を好んで読みますが、小説の一番の面白さは自分の人生で体験したことのない世界の中に、登場人物を通して連れて行ってくれることだと思っています。文章から状況を読み取り、イメージし、想像を膨らませるという楽しさがあります。あっと驚くトリックに、衝撃を受け感動もできます。

最近読んだお勧めの小説を紹介します。

- ・虚ろな十字架(東野圭吾) 2歳の娘を持つ親として考えさせられる内容
- ・十画館の殺人(綾辻行人) いつか読みたいと思っていた綾辻行人作品。怪しいと思っていた人物は「被害者」でした。

## 2【映画鑑賞】

映画鑑賞の魅力は、大型のスクリーンを通じてさまざまな世界に入り込み、そこでたくさんの人生を疑似体験できることだと思っています。小説が好きな理由と似ていますが、小説は一人で時間をかけて自分の想像を膨らませながら読むという楽しさがありますが、映画鑑賞は限られた時間の中で、俳優や女優の表現に魅了され作品の中に引き込まれる感覚を楽しむことができます。また、圧倒的な映像美、迫力も魅力の一つだと思います。

最近見たお勧めの映画を紹介します。

- ・トランスフォーマーロストエイジ 子供の頃ロボットものを見た記憶がなく今になってカッコいいロボットに憧れています。3Dで見ましたが迫力が凄かったです。
- ・フライトゲーム ずっと怪しいと思っていた人物は、悲惨な体験をした一般乗客でした。犯人が分かった人は、全体の3.7%らしいです。

### 3【休日にやってみたいことリストを作っておいて行動する】

「いつかやってみたい」、「もっとやりたい」と思っているけどまだやっていないことってありませんか？ やらないままで過ごすなんてもったいない！ ということで、「休日にやりたいことリスト」をノートに書きだしてみることをお勧めします。好きな雑誌を見ているときでも家族や友人と食事をしているときでもいいですが、自分が「あっ！自分もやってみたいな」と思ったときに、メモをしておきます。そして予定を入れてしまいます。何らかの事情ですぐに達成できないことは達成までの目標を立てます。私のノートにもたくさんリストがありますが、不思議なことにそのほとんどを達成することができています。なにより休日が楽しみになります。

「登山」はそのノートから始まりましたが、今では毎年1回、挑戦しています。最近登った山は、甲斐駒ヶ岳。私にとっては限界ぎりぎりでしたが頂上からの景色は素晴らしいです。なにより下山した後のビールは最高です！本当にうまい！また、毎年挑戦するので、体を鍛えておこうというプラスの効果もあるような気がします。

以上3つほど紹介させていただきました。日々の業務と同じように、休日にも計画性をもって楽しもうではありませんか。

平成19年11月入所 第二室所属 高校までは坊主頭の野球少年

---

#### ▼社労士Q&A

Q.この度、新たに社員に社宅の提供を考えています。社宅に入居する社員の毎月の給与から社宅家賃を控除して問題ないでしょうか。

A.労使の書面による協定がなければ控除することはできません。

賃金は労働基準法第24条の全額払いの原則により、その全額を支払わなければなりません、①法令に別段の定めがある場合、②労使の書面による協定（使用者と労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、そのような労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者との書面による協定）がある場合は、賃金の一部を控除して支払うことができます。①には健康保険料や厚生年金保険料などが該当しますが、社宅家賃は①には該当しないため、②の労使の書面による協

定がなければ、控除することはできません。

なお、協定書の様式は任意とされていますが、少なくとも①控除の対象となる具体的な項目、②その各項目別に定める控除を行う賃金支払日を記載することが必要とされています。

また、この協定書は行政官庁への届出は必要ないものとされています。

労務管理研究会

---

#### ▼年金セミナーのお知らせ（開催日決定！）

～人事にかわって年金の説明します～

昨年、好評いただきました年金セミナー開催いたします。

定年前の社員の皆様へ社会保険労務士が年金の説明を致します。

少人数制の実務的な説明になります。

【主 催】 株式会社オオツキ M

【協 力】 社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所

【日 時】 2014年11月6日（木）14時00分（受付13:30）～16時00分

【開催場所】 社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 [銀座事務所]

東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル8F <http://goo.gl/maps/4Q6FW>

【対 象】 定年前の社員の皆様（58歳～を対象としています）

【講 師】

社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 年金プロジェクトリーダー 平岡 隆行 氏

2004年10月に社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所に入所。

2009年12月に年金プロジェクトのプロジェクトリーダーに就任。

大槻事務所内の莫大な相談事例を取りまとめ、研究し、ライフプランセミナーや雑誌の監修なども数多く行っている。

【定 員】

先着24名（定員になり次第締め切らせていただきます）

【受講料】

無 料

※本セミナーはオオツキ M クラブ会員企業様のみ対象としています。

【申込方法】

下記 URL からお申込みいただけます。

<http://goo.gl/qtK8Bz>

---

◆こちらのメールマガジンは、当所お取引のお客様、当所主催・共催セミナーにお申し込みいただいたお客様、当所職員がお会いして名刺交換させていただいたお客様、当所ホームページよりメールマガジンの購読お申し込みいただいたお客様にお送りしています。

メールマガジンの停止または配信先の変更について、大変お手数ではございますが下記の URL にてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>



◆編集後記

10月に入り、ぐっと涼しくなり、「秋」を感じるようになってきた今日この頃です。読書や食欲、色々な「秋」がありますが、どのような「秋」を過ごされますか？私はスポーツの秋にしようとジョギングをしたところ、膝を痛め、「食」の秋にシフトしているところです（汗）

この10月は最低賃金が変わる時期でもあり、算定結果が給与に反映される時期でもあります。また、厚生年金の保険料率が変わり、給与に反映させる時期でもあります。給与計算時にはご注意ください。季節も変わり、変化の多い時期になりますが、変化を楽しんで充実した「秋」を過ごしましょう。くれぐれも膝を痛めないようにして下さい！！

編集 発行：社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 土井 裕介  
問い合わせ：このメルマガ E メールアドレスは送信専用です。お問い合わせは下記の URL にてお手続きをお願いいたします。↓↓

[https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form\\_otsuki/index.php?act=form\\_contactus](https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otsuki/index.php?act=form_contactus)

Web サイト： <http://www.otuki.org/>